

令和8年度の学級編制について

1 小学校

令和3年に改正された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「義務標準法」という。）において、小学校の学級編制の標準を、学年進行で40人から35人に引き下げることとされた。

これにより、令和3年度から順次1学年ずつ35人学級へ移行し、令和7年度に全学年の35人学級への移行が完了した。

2 中学校

令和8年3月31日に成立した改正義務標準法により、令和8年度から令和10年度にかけて、中学校の学級編制の標準を、学年進行で40人から35人に引き下げられることとされた。

これにより、令和8年度は、第1学年について35人学級へ移行した。

|        | 1 学年 | 2 学年 | 3 学年 |
|--------|------|------|------|
| 令和8年度  | 35 人 | 40 人 |      |
| 令和9年度  | 35 人 |      | 40 人 |
| 令和10年度 | 35 人 |      |      |

3 学級編制の弾力的運用（※）について

城山小学校について、令和7年度は6学年全体で16学級であったが、令和8年度は新1年生の増加が見込まれたため、1学級増の17学級を想定し、教室数を含め準備を進めていた。一方、新4年生については、令和8年度も引き続き2学級を想定していたところ、急遽の転入等が続き、70人を超えたため、学級編制基準では3学級必要となったが、特別教室等の普通教室への転用工事は時期的に困難であった。

こうした状況から、学級編制の弾力的運用を適用し、令和8年度は新4年生を1学級36人として2学級のまま運用することとした。なお、当該措置は、施設面の制約を踏まえた例外的かつ一時的な対応であり、学級運営上の配慮を行うことで、教育活動への影響を最小限に抑えることとする。

※学級編制の弾力的運用

都学級編制基準（原則1学級35人）により学級を編成することが原則であるが、個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、各区市町村教育委員会の判断及び責任で柔軟に学級を編制することができることとされている。

4 その他

令和8年5月1日現在の児童・生徒数及び学級数等については、5月開催の教育委員会にて改めて報告予定である。

（参考）教員の欠員状況（4月7日現在）

| 職             | 校種  |     |
|---------------|-----|-----|
|               | 小学校 | 中学校 |
| 正規教員          | 3 人 | 0 人 |
| 臨時的任用教員（産育代替） | 0 人 | 0 人 |